

日常生活用具基準表(R4.4.1～)

種類	品目	基準額	耐用年数	障害者(身体)		重度障害児・者(知的・精神・児童)			難病患者等			
				障害及び程度	対象要件	者	障害及び程度	対象要件	児	程度及び対象要件	者	児
自立生活支援用具	便器(手すり付き)	9,850	8年	下肢又は体幹2級	便器4,450円・手すり5,400円		下肢又は体幹2級	手すり付きのもの		常時介護を要する者(便器4,450円・手すり5,400円)		
	特殊便器	151,200	8年	上肢2級以上	足踏みペダルで温水温風を出し得るもの		A1・A2及び上肢2級以上	学齢児以上		上肢機能に障害のある者		
	火災警報機	15,500	8年	2級以上	障害者のみ若しくは準ずる世帯		知的障害児者(A1・A2)・2級以上	障害者のみの世帯又は準ずる世帯				
	自動消火器	28,700	8年	2級以上	障害者のみ若しくは準ずる世帯		知的障害児者(A1・A2)・2級以上	障害者のみの世帯又は準ずる世帯		火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみ世帯及びこれに準ずる世帯		
	電磁調理器	41,000	6年	視覚障害2級以上	盲人のみの世帯又は準ずる世帯		知的障害者	18歳以上				
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	10年	視覚障害2級以上			視覚障害2級以上	学齢児以上				
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	10年	聴覚2級以上	聴覚障害者のみの世帯又は準ずる世帯							
	T字状・棒状のつえ(木材、外装にニス塗装)	2,266	3年	下肢又は平衡機能障害			下肢又は平衡機能障害					
	T字状・棒状のつえ(軽金属、外装なし)	3,090	3年	下肢又は平衡機能障害			下肢又は平衡機能障害					
	入浴補助用具	90,000	8年	下肢又は体幹			下肢又は体幹	3歳以上		入浴に介助を要する者		
	身障 頭部保護帽	A 15,656	3年	下肢又は平行機能障害もしくは体幹機能障害	スポンジ、革を主材料	下肢又は平行機能障害もしくは体幹機能障害	スポンジ、革を主材料					
		B 37,852	3年		スポンジ、革、プラスチックを主材料		スポンジ、革、プラスチックを主材料					
	知的、精神 頭部保護帽	12,160	3年				てんかん発作等により頻繁に転倒する知的障害、精神障害					
	移動・移乗支援用具	60,000	8年	平衡又は下肢若しくは体幹			平衡又は下肢若しくは体幹	3歳以上		下肢が不自由な者		
介護・訓練支援用具	特殊マット	19,600	5年	下肢又は体幹1級	常時介護が必要		A1・A2及び下肢又は体幹2級以上	3歳以上		寝たきりの状態にある者		
	褥瘡予防マット	86,580	5年	下肢又は体幹1級	常時介護が必要		下肢又は体幹2級以上	3歳以上		寝たきりの状態にある者		
	特殊寝台	154,000	8年	下肢又は体幹2級以上						寝たきりの状態にある者		
	特殊尿器	67,000	5年	下肢又は体幹1級以上	常時介護が必要		下肢・体幹1級以上	常時介護が必要		自力で排尿できない者		
	入浴担架	82,400	5年	下肢又は体幹2級以上	リフト装置により入浴させるもの		下肢又は体幹2級以上	3歳以上				
	体位変換器	15,000	5年	下肢又は体幹2級以上			下肢又は体幹2級以上	学齢児以上		寝たきりの状態にある者		
	訓練用ベッド	159,200	8年	下肢又は体幹2級以上			下肢又は体幹2級以上	学齢児以上		下肢又は体幹機能に障害のある者		
	訓練いす	33,100	5年				下肢又は体幹2級以上	3歳以上				
	移動用リフト	159,000	4年	下肢又は体幹2級以上			下肢又は体幹2級以上	3歳以上		下肢又は体幹機能に障害のある者		
排泄管理支援用具	ストーマ装具(蓄便袋)	8,858/1ヶ月		高度の排便機能障害、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者、高度の排尿機能障害者	ぼうこう又は直腸機能障害者	高度の排便機能障害、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者、高度の排尿機能障害者	ぼうこう又は直腸機能障害者					
	ストーマ装具(蓄尿袋)	11,639/1ヶ月			ぼうこう又は直腸機能障害者		ぼうこう又は直腸機能障害者					
	紙おむつ等(サラシ、ガーゼ、洗腸装置)	12,000/1ヶ月			ぼうこう又は直腸機能障害者		ぼうこう又は直腸機能障害者					
	収尿器(男子用)普通型	7,931	1年	高度の排尿機能障害者	高度の排尿機能障害者		高度の排尿機能障害者	高度の排尿機能障害者				
	収尿器(男子用)簡易型	5,871	1年	高度の排尿機能障害者	高度の排尿機能障害者		高度の排尿機能障害者	高度の排尿機能障害者				
	収尿器(女子用)普通型	8,755	1年	高度の排尿機能障害者	高度の排尿機能障害者		高度の排尿機能障害者	高度の排尿機能障害者				
	収尿器(女子用)簡易型	7,670	1年	高度の排尿機能障害者	高度の排尿機能障害者		高度の排尿機能障害者	高度の排尿機能障害者				
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具	200,000		下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害3級以上	小規模住宅改修		下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害3級以上	小規模住宅改修		下肢又は体幹機能に障害のある者		

種類	品目	基準額	耐用年数	障害者(身体)			重度障害児・者(知的・精神・児童)			難病患者等		
				障害及び程度	対象要件	者	障害及び程度	対象要件	児	程度及び対象要件	者	児
情報・意思疎通支援用具	標準型点字器	10,712	7年	視覚障害者			視覚障害者					
	携帯用点字器	7,416	5年	視覚障害者			視覚障害者					
	点字タイプライター	63,100	5年	視覚障害2級以上	就労もしくは就学又は見込まれる者		視覚障害2級以上	就労もしくは就学又は見込まれる者				
	視覚障害者用ポータブルレコーダー(録音再生機)	85,000	6年	視覚障害2級以上	盲人用テープレコーダー・23,000円		視覚障害2級以上	学齢児以上				
	視覚障害者用ポータブルレコーダー(再生専用機)	85,000	6年	視覚障害2級以上			視覚障害3級以上	学齢児以上				
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800	6年	視覚障害2級以上	(例:スピーチオ)		視覚障害2級以上					
	視覚障害者用拡大読書器(暗所視支援眼鏡を含む)	198,000	8年	視覚障害者(暗所視支援眼鏡については診断書等により、夜盲、視野狭窄等の症状があり、効果が認められる方に限る)			視覚障害者(暗所視支援眼鏡については診断書等により、夜盲、視野狭窄等の症状があり、効果が認められる方に限る)					
	盲人用時計(音声式)	13,300	10年	視覚障害2級以上	触読式時計の使用が困難な者							
	盲人用時計(触読式)	10,300	10年	視覚障害2級以上								
	視覚障害者用血圧計	15,000	5年	視覚障害2級以上								
	点字ディスプレイ	383,500	6年	視覚障害2級以上								
	聴覚障害者用通信装置	71,000	5年	聴覚又は言語障害			聴覚又は発声・発語の障害	学齢児以上				
	聴覚障害者用情報受信装置	88,900	6年	聴覚障害者	(例:文字放送デコーダー)		聴覚障害児					
	視覚障害者用音声インターネットソフト	100,000	6年	視覚障害2級以上			視覚障害2級以上					
	情報・通信支援用具	100,000	6年	視覚障害2級以上又は上肢機能障害者			視覚障害2級以上又は上肢機能障害児					
	点字図書			視覚障害者	厚生労働大臣が認めた額		視覚障害児	厚生労働大臣が認めた額				
	人工喉頭(笛式)	5,150	4年	音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害で喉頭摘出者	気管カニューレ付は3,100円増し		音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害で喉頭摘出者	気管カニューレ付は3,100円増し				
	人工喉頭(電動式)	72,203	5年	音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害で喉頭摘出者	価格は、電池又は充電器を含む		音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害で喉頭摘出者	価格は、電池又は充電器を含む				
	人工喉頭(埋込型人工鼻)	23,100/1ヶ月		音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害で喉頭摘出者	常時埋込型の人工喉頭を使用する者		音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害で喉頭摘出者	常時埋込型の人工喉頭を使用する者				
携帯用会話補助装置	98,800	5年	音声言語機能障害又は肢体不自由で発声・発語の著しい障害	ことばを音声又は文章に変換		音声言語機能障害又は肢体不自由で発声・発語の著しい障害	学齢児以上					
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500	5年	腎臓3級以上でCAPDによる透析療法実施者			腎臓3級以上	3歳以上				
	酸素ボンベ運搬車	17,000	10年	在宅酸素療法者								
	ネブライザー(吸入器)	36,000	5年	呼吸器3級又は同程度			呼吸器3級又は同等	学齢児以上	呼吸器機能に障害のある者			
	盲人用体温計(音声式)	9,000	5年	視覚障害2級以上	盲人のみの世帯又は準ずる世帯		視覚障害2級以上	盲人のみの世帯又は準ずる世帯				
	盲人用体重計	18,000	5年	視覚障害2級以上	盲人のみの世帯又は準ずる世帯							
	電気式たん吸引器	56,400	5年	呼吸器3級又は同程度			呼吸器3級又は同等		呼吸器機能に障害のある者			
	人工呼吸器用自家発電機	100,000	10年						在宅で人工呼吸器を常時使用している者			
	人工呼吸器用外部バッテリー	50,000	5年						在宅で人工呼吸器を常時使用している者			
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500							人工呼吸器の装着が必要な者				

情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。  
人工呼吸器用自家発電機と人工呼吸器用外部バッテリーについては対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。